

楽曲転載使用申請書（紙媒体用）

貴社が発行する商品の版面を下記の出版物に使用することについて、貴社の定める別紙の許諾条項の履行を承諾のうえ、申請します。（★＝必須項目）

年 月 日

〒161-0034
東京都新宿区上落合 2-13-3
株式会社 全音楽譜出版社
Tel: 03-3227-6283 Fax: 03-3227-6288
担当: 出版部 C&R課

★申請者名:			
★住所:	〒		
Tel:		Fax:	
ご担当者名:			
Email:			

貴出版物の情報を下記にご記入ください。

★出版物名:

★版 数:第 版

★発行部数: 部

★定 価: 円(税抜)

★総 曲 数: 曲(当該出版物に掲載される楽曲総数)

★発 行 日: 年 月 日

発 売 日: 年 月 日

★種 別: ☐曲集・ピース/☐雑誌/☐教則本/☐歌詞集/☐その他 ()

★使用楽曲名(作詞・作曲者名、全音出版物名、転載箇所の合計ページ数を明記してください。)

★使用楽曲名	作詞者	★作曲者	★全音出版物名	★合計頁数
1				
2				
3				
4				
5				

楽曲転載使用申請書（紙媒体用）＜※記入例＞

貴社が発行する商品の版面を下記の出版物に使用することについて、貴社の定める別紙の許諾条項の履行を承諾のうえ、申請します。（★＝必須項目）

2023 年 12 月 31 日

〒161-0034
東京都新宿区上落合 2-13-3
株式会社 全音楽譜出版社
Tel: 03-3227-6283 Fax: 03-3227-6288
担当: 出版部 C&R課

- ・申請者名は請求先名義となります。
- ・ご担当者名は弊社担当者と実際にご連絡になる方を指します。申請者名と同じ方であれば、空欄で結構です。

★申請者名:	株式会社ゼンオンミュージック		
★住所:	〒000-0000 東京都新宿区上落合0-99-0		
Tel:	03-1234-5678	Fax:	03-1234-5679
ご担当者名:	全音 楽太郎		
Email:	r-zenon@music.co.jp		

貴出版物の情報を下記にご記入ください。

★出版物名: 上落合市民オーケストラ 第30回記念演奏会パンフレット

★版 数: 第 1 版

★発行部数: 300 部

★定 価: 0 円(税抜)

★総 曲 数: 15 曲(当該出版物に掲載される楽曲総数)

★発 行 日: 2024 年 2 月 10 日

発 売 日: 年 月 日

- ・価格が0円の出版物でしたら、発売日欄は空欄で結構です。
- ・使用楽曲記入欄に書ききれない場合は表の行数をご自由に増やしていただいて結構です。

★種 別: ☐曲集・ピース/☐雑誌/☐教則本/☐歌詞集/☒その他 (配布物)

★使用楽曲名(作詞・作曲者名、全音出版物名、転載箇所の合計ページ数を明記してください。)

★使用楽曲名	作詞者	★作曲者	★全音出版物名	★合計頁数
1 交響曲第5番		ベートーヴェン	ベートーヴェン: 交響曲第5番 ハ短調 作品67	2
2				
3				
4				
5				

許諾条項（転載）

1. 株式会社全音楽譜出版社（以下「甲」とします）の発行による出版物の一部（以下「転載箇所」とします）を本申請書記載の申請者（以下「乙」とします）が本申請書記載の物理媒体（以下「本媒体」とします）に可視的に使用し頒布することに関する使用許諾（以下「本許諾」とします）は、乙が甲に対し本申請書を物理的または電磁的方法により提出し、その後甲が乙に対し転載使用承認書（以下「承認書」とします）を物理的または電磁的方法により交付することにより、成立します。
2. 本許諾の対象となる転載使用は、印刷・写真・複写・その他の方法による転載箇所の可視的な複製および当該複製物の譲渡または公衆送信を指します。また、前述のいずれにおいても、転載箇所を電磁的方法または撮影により本媒体に流用することが条件となります。したがって、乙が以下の用途で転載箇所の転載使用を行なう限り、本許諾の対象とはならず、甲より本許諾を受けることなく、転載使用が可能です。
 - 転載箇所を手書き、浄書ソフト、その他の手段により乙または乙の監督下にある者の労力を用いて、本媒体に複製すること
3. 前項の規定にもかかわらず、転載箇所に著作物（甲が自ら著作権を管理するものに限り）が含まれる場合は、転載箇所の本媒体への転載過程・方法の如何を問わず、本許諾の対象となります。この場合において、本許諾は当該著作物の乙による利用に関する許諾を意味します。
4. 転載箇所の多寡は、原則として本許諾の免除要件にあたりません。例えば、転載箇所が楽譜 1 小節またはテキスト 1 文であっても、本許諾の取得を必要とするものとします。
5. 本媒体の頒布・送信が可能となる対象地域は日本国内を含む全世界とします。ただし、本媒体の頒布・送信の対象地域が承認書に特に明記されている場合はこの限りではありません。
6. 本許諾は非独占的なものであり、甲は乙以外の第三者に転載箇所の転載使用を許諾することがあります。
7. 本許諾は本媒体に限り適用されます。本媒体の増刷・再使用を行なう場合には、乙は再度本許諾を得る必要があります（甲が再申請を免除した場合を除きます）。
8. 乙は、本媒体を本申請書に記載された通りに使用しなければなりません。ただし、発行部数・発行日については、やむを得ない理由による変更が可能なものとします。この場合、承認書の発行後であっても、許諾条件に変更は生じず、前述の変更に際して甲に対し通知する必要もありません。
9. 乙は、本媒体に以下の事項を表示しなければなりません（甲が表示を免除した場合を除きます）。
 - (1) 転載箇所が含まれる甲発行の出版物の題名および甲の法人名
 - (2) その他、承認書に記載の表示内容（例：翻訳者名、編曲者名等）
10. 承認書は本許諾の対価の請求書としても効力を有します（甲が支払いを免除した場合を除きます）。乙は承認書に記載の金額を、承認書の発行日の翌月末日までに支払わなければなりません。支払の方法は原則として甲の銀行口座への銀行振込とします。
11. 乙は、本許諾により認められた権利を第三者に譲渡もしくは移転したり担保として提供したりすることはできません。
12. 本媒体の製作の中止または延期、およびその他の理由による申請の取り消しは、乙が取消事由の発生後に直ちに甲に対して通知し、甲がこれを承認した場合に認められます。申請の取り消し通知が上記「10.」に定める対価の授受の後に行われた場合、甲が受領済みの当該対価の取り扱いは甲乙協議のうえ決定するものとします。
13. 乙が本許諾条項に違反した場合または違反するおそれがあると甲が合理的に判断した場合、甲は乙への催告なしに直ちに本許諾を取り消すことができるものとします。この場合、甲の乙に対する損害賠償請求権は甲に留保されます。
14. 甲が取得した乙の個人情報、以下の目的のために必要な範囲以外では利用されません。
 - (1) 出版事業における使用許諾業務
 - (2) 本著作物の使用に係る対価の請求業務
 - (3) 上記「3.」に該当する場合における著作権者に対する著作権使用料の分配業務
15. 本許諾条項に定めのない事項、定められた事項の解釈の相違、その他予期せぬ事態が発生した場合には、その都度甲乙双方が協議し、信義誠実の原則にのっとり善処・解決にあたるものとします。
16. 本許諾は日本法に準拠します。本許諾に関する一切の紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所が専属管轄権を有するものとします。
17. 本許諾条項は、予告なく変更となる場合があります。